

議案第27号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年3月28日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

超過勤務の上限時間等を定める必要があるため、本案を提出いたします。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年葛飾区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条中「断続的な勤務以外の勤務」の次に「（以下「超過勤務」という。）」を加え、同条ただし書中「正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる勤務以外の勤務」を「超過勤務」に改め、同条に次の1項を加える。

2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第9条の3第1項中「第9条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）」を「超過勤務」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例（昭和30年葛飾区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。